

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同法第9条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月12日

静岡県知事 鈴木康友

1 免許の取消しをした年月日

令和7年12月2日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

高野 茂樹 二級建築士 静岡県知事登録第17208号

3 免許の取消しの理由

建築士法施行細則第7条第3項の規定による申請があつたため